

りょうけいやくしょ
利用契約書

しゃかいふくしほうじん ふくずみかい
社会福祉法人 福角会
ふくずみかいしていそうだんしえんじぎょうしょ
福角会指定相談支援事業所

ふくずみかいしていそうだんしえんじぎょうしょりようけいやくしよ
【福角会指定相談支援事業所利用契約書】

（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人福角会（以下、「事業
者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う相談支援について、次のとおり
契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。

けいやくもくてき
(契約の目的)

第 1 条 事業者は障害者総合支援法の趣旨に従い、利用者の意思及び人格を
尊重してサービス等利用計画を作成し、適切な障害福祉サービス等の
提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整を行う等、
利用者の立場に立った計画相談支援を適切に提供することを定めます。

けいやくきかん
(契約期間)

第 2 条 本契約の契約期間は、障害福祉サービス受給者証の認定期間に記載され
ている期間とします。本契約期間満了日より前に利用者が障害支援区分の変更を
受け、支給有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の支給有効期間の
満了日までに本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。
契約期間満了後、同じ内容で契約を行う場合には、自動的に同じ内容で更新さ
れるものとします。

サービス等利用計画作成の支援

第 3 条 事業者は、相談支援専門員にサービス等利用計画の作成に関する業務
を担当させるものとします。
2 相談支援専門員は、利用者に対して計画相談支援の提供方法等につい
て理解しやすいように説明し、サービス等利用計画作成の意向を確認します。
3 相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを
実施するとともに、日常生活全般に関する相談に応じます。
4 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成開始にあたって、当該地域
における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料
等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択
を求めるものとします。

5 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に
応じて、利用者及び障害児の保護者（以下、「利用者等」といいます。）の選択
に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、
「福祉サービス等」といいます。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に

ていきょう はいりょ
提 供 されるように配慮します。

6 相談支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた 状 況 等を考慮して、利用者 に 提 供 されるサービスの 目 標、その達成時期、サービスを 提 供 する 上での留意点等を盛り込んだサービス等利用計画の原案を作成します。市町の支給決定後、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の原案内容について意見を聴 取 します。

7 相談支援専門員は、前項で意見を聴 取 し作成したサービス等利用計画の原案に基づいてサービス等利用計画を作成します。内容について利用者及びその家族に説明し、利用者の同意を受けます。

8 サービス等利用計画を利用者及び利用サービス事業者等の担当者に交付するとともに、当該市町へ写しを提 出 します。

(サービス等利用計画作成後の便宜の供与)

だい 第 4 条 事業者は、サービス等利用計画作成後、次の各号に定める事項を相談支援専門員に担当させます。

(1) 訪問等により、利用者及びその家族等と継続的に連絡を取り、経過の把握に努めます。

(2) サービス等利用計画の 目 標 に沿って、サービスが 提 供 される福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。

(3) 利用者の 状 態 について定期的に再評価を行い、 状 態 の変化等に応じてサービス等利用計画変更の支援、障 害 程度区分変更申請の支援等の必要な対応を行います。

(サービス等利用計画の変更)

だい 第 5 条 利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

(相談支援専門員の交替等)

だい 第 6 条 事業者は、必要に応じ、相談支援専門員を交替させることができます。ただし、その場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

2 利用者は、事業者が任命した相談支援専門員の交替を希望する場合には、当該相談支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して相談支援専門員の交替を申し出ることができます。

(サービス提供の記録及び開示)

だい 第 7 条 事業者は、サービス等利用計画の提供に関する記録をつけることとし、当該指定相談支援を提供した日から5年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する前項のサービス実施記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物に関しては、事業所は利用者に対してじっぴそうとうがく せいきゅう 実費相当額を請求できるものとします。

4 利用者または事業者が、解約を書面で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、サービス等利用計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

りようしゃふたんがくおよ じっぴふたんがく
(利用者負担額及び実費負担額)

だい 第 8 条 事業者は法定代理受領により市町から厚生労働省が定める基準額を受けた場合には利用料の額を利用者に通知します。利用者の自己負担はありません。

2 事業者は、利用者の希望により法定代理受領を行わない計画相談支援を提供した際は、利用者より厚生労働省が定める基準額をいただきます。

3 事業者は、第2項に支払いを受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において計画相談支援を行う場合は、利用者に対してそれに要した交通費の実費相当額を請求できるものとします。

4 事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

5 事業者は、第2項及び第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対して交付します。

きんきゅう じ たいおう
(緊急時の対応)

だい 第 9 条 事業者は、利用者に対する指定特定相談支援の提供により事故が発生した場合は、愛媛県及び支給決定をした市町及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

ぎやくたいぼうし
(虐待防止)

だい 第 10 条 事業者は、指定特定相談支援の提供にあたり、従業者間相互において利用者に対しての虐待、拘束等について防止するものとします。

2 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、責任者を設置する等必要な体制をとるとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

ひみつ ほ じ
(秘密保持)

- だい 第 11 条 事業者、相談支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者にも漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 前項にかかわらず、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の前項の同意を書面により得た上で、利用者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- 3 事業者は、相談支援専門員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

けいやく しゅうりょう
(契約の終了)

- だい 第 12 条 利用者は、事業者に対して5日前以上の予告期間をもって書面で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した書面で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の計画相談支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や相談支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、書面で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- (1) 利用者の障害程度区分が非該当と認定された場合
- (2) 利用者が死亡した場合

ばいしょうせきにん
(賠償責任)

- だい 第 13 条 事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

みぶんしょうけいこうぎむ
(身分証携行義務)

- だい 第 14 条 相談支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時には、いつでも身分証を提示します。

そうだん くじょうたいおう
(相談・苦情対応)

- だい 第 15 条 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供したサービス等利用計画に位置付けられた福祉サービス等に関する利用者の

ようぼう くじょうとう たい じんそく てきせつ たいおう
要望・苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

きょうぎじこう
(協議事項)

だい 16 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者
は障害者総合支援法その他関係法令等の定めるところに従い、利用者と
誠意をもって協議するものとします。

じょうき けいやく しょう ほんしょ つう さくせい りようしゃ じぎょうしゃ しょうめいおういん うえ かく
上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、各
1通を保有するものとします。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

りようしゃ
利用者

じゅうしょ
<住所>

しめい せい
<氏名> 印

たちあいじん
立会人

じゅうしょ
<住所>

しめい せい
<氏名> 印

りようしゃ ぞくがら
利用者との続柄 ()

じぎょうしゃ
事業者

しよざいち えひめけんまつやましふくずみちょうこう ばんち
<所在地> 愛媛県松山市福角町甲1829番地

じぎょうしゃめい しゃかいふくしほうじん ふくずみかい
<事業者名> 社会福祉法人 福角会

だいひようしゃめい りじちよう やま さき たかし いん
<代表者名> 理事長 山 崎 隆 印

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

しゃかいふくしほうじん ふくずみかい
社会福祉法人 福角会
ふくずみかいしていそうだんしえんじぎょうしょ
福角会指定相談支援事業所

ふくずみかいし ていそうだんし えんじぎょうしよじゅうようじ こうせつめいしよ)
【福角会指定相談支援事業所 重 要 事項説明書】

あなたに対する指定特定相談支援の提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所経営法人の概要

ほうじん めいしやう 法人の名称	ふくずみかい 福角会
ほうじん しゅべつ 法人の種別	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人
ほうじん しょざいち 法人の所在地	えひめけんまつやましふくずみちようこう ばんち 愛媛県松山市福角 町 甲 1 8 2 9 番地
でんわばんごう 電話番号	0 8 9 - 9 7 8 - 5 8 5 5
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちやう やまさき たかし 理事長 山崎 隆

2. 事業所の概要

(1) 指定相談支援事業所の指定番号及びサービス提供対象

じぎょうしよ めいしやう 事業所の名称	ふくずみかいし ていそうだんし えんじぎょうしよ 福角会指定相談支援事業所
じぎょうしよ しょざいち 事業所の所在地	えひめけんまつやましうちみやちよう 2 0 0 7 ばんち 愛媛県松山市内宮町 2 0 0 7 番地 5
でんわばんごう 電話番号	じぎょうしよ (事業所) 0 8 9 - 9 7 8 - 7 7 7 8 けいたいでんわ (携帯電話) 0 9 0 - 4 3 3 1 - 1 3 6 6
ふあつくす めーる FAX・メール	ふあつくす FAX : 0 8 9 - 9 7 8 - 7 7 7 6 めーる メール : chiiki-shien@theia.ocn.ne.jp
していばんごう 指定番号	3 8 3 0 1 0 0 0 5 7 (平成 2 4 年 4 月 1 日指定)
かんりしゃしめい 管理者氏名	うつのみや ひろひと 宇都宮 浩人
しゅ たいしやうしや 主たる対象者	ちてきしやうがいしや じ 知的障害者 (児)
つうじやう じつしちいき 通常の実施地域	まつやまし とう ぶ のぞ 松山市 (島しょ部を除く) たしちやうしゅつしん もの じやうきちいき きよじゅう もの ※他市町出身の者で上記地域に居住する者について じぎょう たいしやう も事業の対象とする。
じぎょうしよ もくてき 事業所の目的	していとくてい していばんごうおよびしていしやうがいじそうだんしえんじぎょう てきせい 指定特定・指定一般及び指定障害児相談支援事業の適正な うんえい かくほ じんいんおよびうんえいかんり かんすること さだむ 運営を確保するために人員及び運営管理に関する事を定 め、事業等の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画相 だんしえん していちいきそうだんしえんおよびしていしやうがいじそうだんしえん りやう 談支援、指定地域相談支援及び指定障害児相談支援を利用 する障がい者又は障がい児の保護者に対し、適切な そうだんきゆう えんじよ おこなう もくてき 相談及び援助を行うことを目的とする。
うんえいほうしん 運営方針	りやうしや いうするのうりよくおよびてきせい おうじ じりつ 利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した にちじやうしやうかつまた しゃかいせいかつ いとなむ 日常生活又は社会生活を営むことができるよう保険、 いりやう ふくししゅうろうしえん きやういくとう かんけいきかん きんみつ れんけい 医療、福祉就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を はかりつつ、指定計画相談支援、指定地域相談支援及び指定障 がい児相談支援を当該利用者等の意向、適性、障害の特性

	その他の事情に応じ適切かつ効果的に行うものとする。
第三者 評価 の 実施 状況	実施の有無 : 無
自己評価	実施の有無 : 無

(2) 同事業所の職員体制

管理者	1 名「常勤兼務」
相談支援専門員	1 名以上「常勤専任 1 名以上」

(3) 営業日及び営業時間

- ① 営業日 月曜日から金曜日（但し、祝祭日及び年末年始を除く）
- ② 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分（サービス提供時間も同様）
- 上記の他、電話等により 24 時間常時連絡可能な体制をとります。

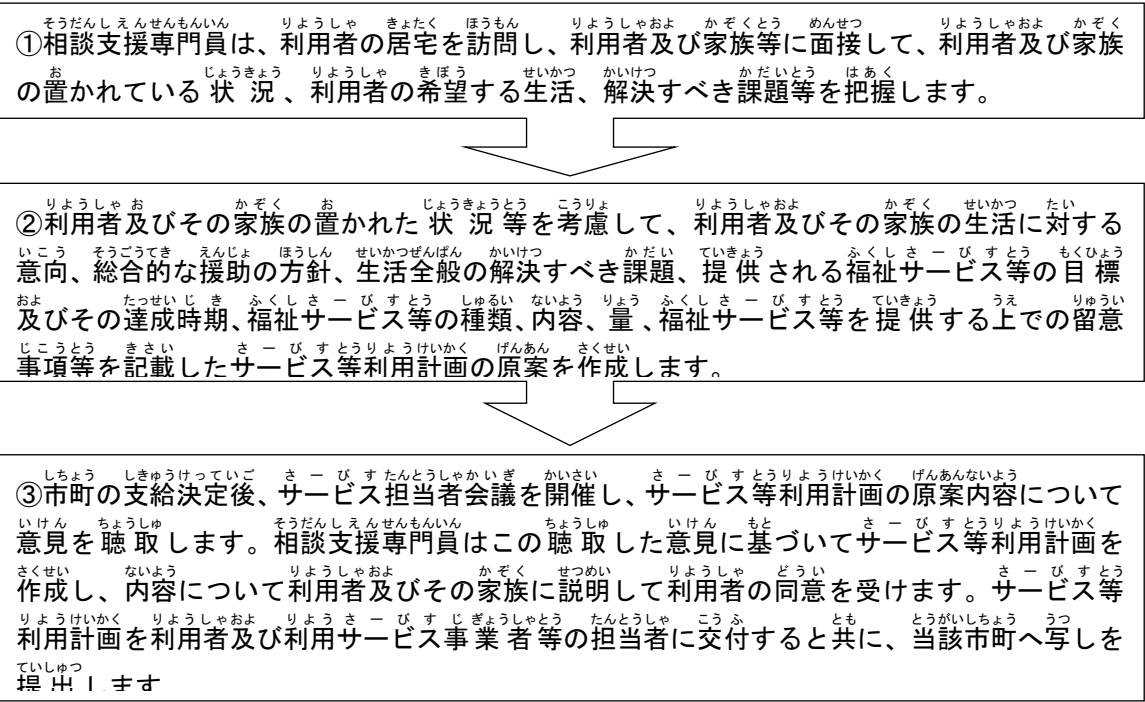
3. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容（契約書第 3 条～第 5 条参照）

① サービス等利用計画作成の支援

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用等計画を作成します。

<サービス等利用計画の作成の流れ>



②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- 1) 訪問等により、利用者及びその家族等と継続的に連絡を取り、経過の把握に努めます。
- 2) サービス等利用計画の目標に沿って、サービスが提供される福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- 3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じてサービス等利用計画変更の支援、障害程度区分変更申請の支援等の必要な対応を行います。

③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

(2) 利用料金 (契約書第8条参照)

①サービス利用料

法定代理受領により当事業者の指定計画相談支援に対しサービス等利用計画作成費が支払われる場合は、利用料の通知はしますが自己負担はありません。

利用者の希望により法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、利用者より厚生労働省が定める基準額をいただきます。

その場合は提供した指定計画相談支援等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。

②実費負担額

通常の実地の実施地域以外の地域において指定特定相談支援を行う場合は、片道1km毎に、50円の交通費をご負担いただきます。

サービス等利用計画作成等の複写物の交付を希望される場合は、実費相当額をご負担いただきます。

③お支払い方法

前記①及び②の料金・費用は、1ヶ月ごとご請求させていただきますので、口座振替でお支払い下さい。

引き落とし日は、翌々月の10日にさせていただきます。(10日が土曜・日曜・祝祭日の場合は翌日の平日にお引き落としいたします。)

口座引き落としは伊予銀行または愛媛銀行の本店並びに各支店に限ります。

4. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員 (契約書第6条参照)

サービス提供時に、担当の相談支援員を決定します。必要に応じ、相談支援専門員を交替させることができます。但し、その場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

5. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第7条参照）

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。開示に際して必要な複写物の交付等の諸費用は利用者の負担となります。保存期間は当該指定相談支援を提供した日から5年間保管します。

6. サービス提供における事故発生等の緊急時の対応について（契約書第9条参照）

当事業所では、利用者に対する指定特定相談支援の提供により事故が発生した場合は、愛媛県及び支給決定をした市町及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7. サービス提供における虐待の防止について（契約書第10条参照）

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための周知、研修の実施
- (5) 虐待防止に関する委員会は権利擁護委員会をこれにあてる。

虐待防止に関する窓口

担当者	氏名	住所	電話番号
虐待防止責任者	まつもと じゅん	まつやましうちみやちょう2007番地5 松山市内宮町2007番地5	089-978-7778

8. サービス提供における個人情報等の取り扱いについて（契約書第11条参照）

当事業者、相談支援専門員及び当事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

また、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を書面により得た上で、利用者またはその家族等の個人情報を用いることができますものとしします。

当事業者は、相談支援専門員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとしします。

9. サービス内容に関する苦情

苦情受付窓口

当事業所の相談支援に関するご相談・苦情及びサービス利用計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当者	職名・役職名	氏名	住所	電話番号
受付担当	相談支援担当者	松本 潤	松山市内宮町2007番地5	089-978-7778
第三者委員	福角会監事	川中 国和	松山市北条辻637-11	089-993-3104
	福角会評議員 選任・解任委員	萬 喜志男	松山市福角町甲633-1	089-979-0805
解決責任者	管理者	宇都宮浩人	松山市内宮町2007番地5	089-978-7778

当事業所以外に、各市町の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

機関名		住所	電話番号
愛媛県	保健福祉部障害福祉課	松山市一番町 4-4-2	089-912-2420
松山市	保健福祉部 障がい福祉課	松山市二番町 4-7-2	089-948-6719
愛媛県社会 福祉協議会	運営適正化委員会	松山市持田町 3-8-15	089-998-3477

令和 年 月 日

福角会指定相談支援事業に関するサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基
づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 福角会指定相談支援事業所

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基
づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定特定相談支援事業
に関するサービスの提供及び利用の開始に同意しました。

利用者

<住所>

<氏名> 印

立会人

<住所>

<氏名> 印

利用者との続柄 ()